

市 民

1. 広 聴	109
2. コミュニティ推進	111
3. 地域活性化	113
4. 市民協働	115
5. 消費者行政	116
6. 文化振興	117
7. 国民年金	122
8. 国民健康保険	123
9. 市民サービスステーション	128
10. コンビニ等による証明発行	129
11. ワンストップ窓口サービスの実施	129
12. マイナンバーカード(個人番号カード)の交付	129
13. 人 権 啓 発	130
14. 男 女 共 同 参 画	131

▶ 地域と共に創るまちづくりプラン



市 民

市民関係では、相談・広聴業務をはじめ、コミュニティづくり、市民協働、男女共同参画、消費生活、市民文化の創造、国民年金、国民健康保険、戸籍・住民基本台帳及び印鑑登録、人権に関する各種業務を推進している。

特に、市民との協働による活力ある地域づくりを進めるため、コミュニティビジョンを推進している。

1 広 聴

(1) 広 聴

名 称	摘 要
市 長 と 語 る 会	市長が自ら地域等に出向き、市政の動向を報告するとともに、意見交換を行い、市民の声を活かしたまちづくりを推進する。
まちかどコメンテーター	市民の声を聴く機会を増やし、より幅広く意見やニーズを把握するため、まちかどコメンテーターを積極的に活用する。
届けよう！わたしたちが考えるかごしま市政事業	若い世代の市民参画の機会を増やし、共創のまちづくりに資する人材を育成するため、中学生が市政について学び、提言を行う。
わ た し の 提 言	<p>市政に関する意見、提言などを市内の公共施設等に備え付けた専用の手紙セットやホームページの専用フォームにより寄せてもらうもので、寄せられた提言は、直接市長が目をとおり、今後の市政推進の参考とする。</p> <p>○ 手紙の設置箇所 160カ所（令和5.4.1現在）</p>
市 政 出 前 ト ー ク	<p>職員が市民の要請に応じて地域に出向き、市政に関する情報を分かりやすく伝えるとともに、意見や提言などを伺い、施策の参考とする。</p> <p>○ テーマ数 135テーマ（令和5年度）</p> <p>○ 開催件数 492件（令和4年度実績）</p>

(2) 市民相談

市政に対する要望・意見等に対応する市政相談をはじめ、日常発生するさまざまな市民の悩み事に対して、市民相談員等による一般相談、専門家による法律相談、税務相談、登記相談、人権相談などを実施し、市民の生活の安定を図る。（相談は無料）

種 別	場 所	実 施 日	相 談 員	概 要
市 政 相 談	市民相談センター 各支所	月～金曜日	市職員	市政に対する要望・意見など
一 般 相 談	市民相談センター 各支所（桜島支所所 管は桜島総務市民 課）	月～金曜日	市民相談員（市民相談センター のみ）及び市職員	相続問題、離婚の手続き、金銭貸 借など日常発生する悩みごと
法 律 相 談 （ 昭 和36年5月～）	市民相談センター	月16回 （予約制）	鹿児島県弁護士会会員	民事上の法律問題など全般
	谷山支所	月4回 （予約制）		
税 務 相 談 （ 昭 和46年5月～）	市民相談センター 谷山支所 伊敷支所 吉野支所	年10回	南九州税理士会鹿児島支部会員	所得税、相続税、贈与税など個人 に課税される国税に関すること
登 記 相 談 （ 昭 和52年4月～）	市民相談センター 谷山支所 伊敷支所 吉野支所	月1回	鹿児島県司法書士会鹿児島支部 会員 鹿児島県土地家屋調査士会鹿児 島支部会員	不動産（相続等）の登記申請手続 きや土地建物の調査・測量など
	吉田・桜島（桜島総 務市民課）・喜入・ 松元・郡山支所	年2回		
建 築 相 談 （ 昭 和53年10月～）	市民相談センター	月1回	（一社）鹿児島県建築士事務所 協会会員	新築・増築の手続き、工事契約、耐 震相談など
人 権 相 談 （ 昭 和57年4月～）	市民相談センター 谷山支所	月1回	人権擁護委員 法務局職員	人権に関すること、近隣・家庭内 のもめごとなど
	伊敷・吉野支所	年6回		
	吉田・桜島（桜島総 務市民課）・喜入・ 松元・郡山支所	年4回		
花 と 緑 の 相 談 （ 昭 和57年4月～）	市民相談センター	月1回	花と緑の相談員	庭木のせん定、植物の管理など
不 動 産 鑑 定 相 談 （平成元年10月～）	市民相談センター	月1回	（公社）鹿児島県不動産鑑定士 協会会員	不動産の鑑定評価、地代・家賃の 適正価格など
行 政 関 係 申 請 手 続 き 相 談 （平成10年11月～）	市民相談センター 谷山支所	月1回	鹿児島県行政書士会会員	官公署に提出する書類、その他権 利義務又は事実証明に関する書類 の作成にかかる相談

(3) 鹿児島市総合案内コールセンター「サンサンコールかごしま」

目 的 市民からの問い合わせを年中無休で受け付け、迅速かつ的確な対応
を行い、市民サービスの向上を図る。

開設年月日 平成20年1月10日

運 営 日 時 年中無休 令和5年9月30日まで 午前8時から午後9時まで
令和5年10月1日以降 午前8時から午後7時まで

F A X , 電子メールは24時間受信
 電話番号等 電話：099-808-3333 (はれは・さんさん・サンサンコール)
 F A X : 099-808-2525 (はれは・にこここ)
 電子メール：市ホームページのお問い合わせフォームから
 問い合わせ内容 市役所での手続き、イベント情報、施設案内など

2 コミュニティ推進

(1) 町内会集会所建築等補助事業 (平成9年度から実施)

町内会のコミュニティ活動の拠点となる集会所の建築等に対し、経費の一部を補助する。(令和4年度実績：集会所建築等補助18件、バリアフリー化支援補助3件)
 (対象工事等及び補助率)

①新築又は取得

交付対象経費の2分の1以内(限度額500万円)

②リフォーム

交付対象経費の2分の1以内(限度額300万円)

③バリアフリー化 (平成21年度から実施)

交付対象経費の2分の1以内(限度額50万円)

④耐震診断 (令和5年度から実施)

交付対象経費の3分の2以内(限度額 木造：10万円, その他構造：50万円)

⑤耐震改修工事 (令和5年度から実施)

交付対象経費の2分の1以内(限度額100万円)

※④耐震診断及び⑤耐震改修工事については、旧耐震基準の集会所のみ対象

(2) みんなの町内会応援事業

町内会の活性化や加入率向上のため、活動経費を補助する。

① 町内会活動支援補助 (平成30年度から実施)

町内会等が地域コミュニティ活動の活性化や地域の連帯強化の促進を目的とする、親睦交流活動、文化活動、研修活動、広報・連絡活動、環境美化活動及び互助活動を実施する場合、交付対象経費の2分の1相当額(限度額10万円)を補助する。申請は1年度につき1回。(令和4年度実績473件)

② 町内会加入促進活動支援補助 (平成22年度から実施)

町内会が実施する加入促進活動を支援するため、未加入世帯を戸別訪問して配布する用品等については交付対象経費の3分の2、それ以外については2分の1相当額(限度額6万円)を補助する。申請は1年度につき1回。(令和4年度実績22件)

③ 町内会設立支援補助 (平成26年度から実施)

町内会のない地域において、設立に向けた活動に必要な経費について3万円を

限度に補助する。(令和4年度実績なし)

(3) 町内会広報活動推進事業 (昭和58年度から実施)

地域コミュニティ活動の推進を図るため、広報活動に必要な印刷機器、拡声器、パソコン及びデジタルカメラを購入並びに掲示板を設置する町内会等に対し、交付対象経費の3分の1相当額で、1町内会当たり通算して15万円を限度に補助する。

また、最終交付の年度から10年度を経過した団体に対しては、再度10万円を限度に補助する。(令和4年度実績19件)

(4) 町内会降灰除去機購入費補助事業 (昭和60年度から実施)

桜島爆発による降灰から快適な生活環境を守るため、町内会等が歩道や生活道路等の降灰除去に必要な手押し式降灰除去機を購入する場合、交付対象経費の2分の1相当額(限度額1台当たり5万円)を補助する。(令和4年度実績なし)

(5) コミュニティ交流会 (平成14年度から実施)

地域におけるコミュニティづくりの向上を図るため、町内会長や役員、市民を対象に交流会を開催する。

(6) 町内会加入促進事業 (平成21年度から実施)

町内会加入や活動への参加を促進するため、転入者等への加入案内や、町内会加入促進月間における周知広報、町内会加入申込プラットフォームの運用等のほか、令和元年度に締結した「町内会加入促進に関する協力協定」に基づく関係団体等とのさらなる連携・協力体制の構築を図る。

(7) コミュニティビジョン推進事業 (平成23年度から実施)

各校区の地域コミュニティ協議会の活動等を支援する。

(8) 町内会の多様な世代の参加応援事業 (令和5年度から実施)

多様な世代の町内会加入や活動参加を促進するため、若年層をターゲットにした周知広報を行うとともに、町内会を対象にデジタルツール活用講座等を開催する。

① 若年層へのSNSターゲティング広告

令和4年度に制作した「町内会加入促進動画」を活用し、SNSで本市在住の20代、30代に対するターゲティング広告を実施する。

② デジタルツール活用支援

町内会活動におけるデジタルツールの活用に関する講座を開催するとともに、講座の受講団体のうち、希望する団体に講師を派遣し、実践的な活用を支援するほか、町内会費のオンライン集金の実証実験を行う。

③ 事業・運営見直し支援

誰でも参画しやすい組織運営を目指すため、コミュニティ活動の業務全体を可視化し、広く業務を分担する仕組みの普及に向けて、希望する団体(3団体/年)に講師を派遣し、ワークショップ等による支援を行う。

(9) 不動産団体との連携による町内会加入強化事業（令和5年度から実施）

町内会加入促進に関する協力協定を締結している不動産団体の会員である不動産仲介事業者に対し、入居契約時における町内会に関する説明や加入申込フォームの利用案内を依頼するとともに、不動産仲介事業者を通じた加入申込件数に応じ、不動産団体へ手数料を支払い、加入率が低い賃貸アパート等入居者の町内会への加入促進を図る。

(10) 地域づくり活動支援事業者表彰事業（令和5年度から実施）

（目的）

事業者等の地域づくり活動の参画を促すとともに、従業員の地域コミュニティへの参加意識の醸成を図るため、町内会等の活動の推進に寄与した事業者等を表彰する。

（対象）

- ・市内に主たる事務所又は営業所を有する企業等であること。
- ・町内会やコミュニティ協議会の活動の推進に寄与し、住みよい地域づくりを5年以上継続し、支援する事業者

3 地域活性化

(1) 地域の魅力・活力共創事業（令和4年度から実施）

（目的）

本市の周辺部に位置する5つの地域（吉田・桜島・喜入・松元・郡山）において、地域活性化アドバイザーを活用し、住民とともに、それぞれの資源や特性などを生かした個性豊かな地域づくりに向けた計画の策定や事業の実施に取り組む。

（事業概要）

① 各支所における事業の実施

「地域と共に創るまちづくりプラン」（以下「プラン」という）に基づき、事業を実施する。

支所	5年度の主な事業
吉田	◇ペダルなし二輪遊具のイベント開催 ◇休耕田等を活用したイベント開催 等
桜島	◇デジタル化に向けたサポーター養成 ◇地域の飲食店等の連携によるイベント開催（マルシェ） 等
喜入	◇空き家を活用した交流拠点の整備 ◇「喜び入るまち」のブランディング 等
松元	◇地域の魅力発信のためのイベント開催 ◇卓球を活用したイベントの開催 等
郡山	◇スバランド裸・楽・良を拠点としたレンタサイクルの実施 等

② 地域懇話会の開催

地域団体等との協議の場として、各支所に「地域懇話会」を設置し、プランの

実施などについての意見をいただく。

③ 地域活性化アドバイザーの活用

企業から派遣された職員を「地域活性化アドバイザー」として地域づくり推進課に2名配置し、支所と連携し事業実施などを支援する。

(2) さくらじま地域おこし協力隊活動事業

(目的)

鹿児島市内で人口減少及び高齢化が最も進行している桜島地域において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図り、もって地域の活性化及び活力の維持強化に資する。

(事業概要)

桜島地域において、地域おこし協力隊が、地域資源を活用したブランド力の向上や特産品のPR等に取り組み、地域の振興を図る。

① 設置人数 2名

② 設置年月日 令和2年10月1日

③ 隊員の主な活動内容

ア 地域資源を活用したブランド力の向上、特産品のPR等

イ 魅力情報の発信等

ウ その他桜島地域の活性化及び活力の維持強化

④ 隊員の雇用形態

法人に活動支援を含めて業務委託し、委託先で雇用する。

(3) 地域まつり支援事業

地域住民のふれあいと地域社会の活性化を促進するため、吉田・桜島・喜入・松元・郡山地域のまつりへ助成を行う。

(4) 改新交流センター

設置目的

地域住民のふれあい及び交流を促進し、地域の活性化を図る。

施設概要

施設内容 1階 和室

2階 多目的ホール、資料室

その他 多目的広場

所在地 古里町262番地

建物概要 ア 建物構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建

イ 延床面積 369.62㎡

開館 平成28年3月17日

休館日 12月29日～1月3日

開館時間 午前9時～午後5時

- 使用料金 ア 和室 1時間につき100円
 イ 多目的ホール 1時間につき200円

4 市民協働

(1) 「鹿児島市の市民参画を推進する条例」

（目的）

本市における市民参画の基本的な事項を定めることにより、市政への市民参画の推進を図り、もって市民と市との協働によるまちづくりを進めることを目的とする。

（条例の概要）

① 市民参画手続の実施（第6条）

- ア パブリックコメント手続の実施
- イ 審議会等への付議
- ウ 意見交換会等の開催
- エ ワークショップ方式等

（※原則としてパブリックコメント手続を実施）

② 市民参画手続の対象等（第7条）

- ア 市の基本的な政策を定める計画及び個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- イ 公用又は公共用に供される重要な施設の建設等に係る計画の策定又は変更
- ウ 次に掲げる条例，規則等の制定又は改廃
 - ・市の基本的な方針又は制度を定めるもの
 - ・市民に義務を課し，又はその権利を制限することを内容とするもの
 - ・市民生活に重大な影響を及ぼすもの

③ 提出された意見等の取扱い（第9条）

市民からの意見等について、市が施策に反映させるよう努めるとともに、その結果を公表する。

④ 市民参画手続の実施予定及び実施状況の公表（第11条）

毎年度、市民参画手続の実施予定及び前年度における実施状況を市民に公表する。

⑤ 「鹿児島市市民参画推進に関する市民会議」の設置（第22条－第30条）

本市の市民参画の推進について調査審議する、公募市民や学識経験者等で構成された「市民参画推進に関する市民会議」を設置する。

(2) 「鹿児島市と市民活動団体等との協働推進について～市民活動の現状と促進方策～」

（策定月）

平成16年3月（平成31年3月改定）

(概要)

協働によるまちづくりを進めるうえでパートナーとして重要な役割を担う市民活動団体等との協働を推進するため、その基本的考え方や方策について取りまとめたものである。

① 目標

市民活動団体等をまちづくりのパートナーとして位置づけ、自主性・自立性を尊重するなかで、より効果的な協働関係の構築に努める。

② 方策

次の項目を柱に取り組みこととしている。

- ・市民活動団体の運営基盤づくりや活動への支援
- ・市民の協働意識の醸成
- ・企業との協働・連携の促進
- ・職員の意識向上と環境づくり

③ 主な施策

ア 市民とつくる協働のまち事業

公益的なサービスを提供する市民活動団体の活動に対し、経費の一部助成や課題解決のための具体的な助言等の支援を行う。

イ NPO 基盤強化事業

NPO 等の市民活動団体の基盤強化を図るため、人材育成等の講座を開催するとともに、民間企業へ実態調査を行い、市民活動団体との連携に関する現状や課題を把握する。

5 消費者行政

消費生活センター

設置目的 消費生活に関する情報の収集及び提供等を行い、市民の消費生活の安定及び向上を図る。

所在地 山下町11番1号

開館 平成6年4月1日

開館時間 月～金 午前9時～午後5時15分

休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日

施設内容 ア 相談コーナー イ 情報コーナー
ウ サークルコーナー

主な事業

(1) 消費生活相談

専門の相談員を配置し、消費生活に関する相談を受け付け、その解決のために必要な助言等を行う。また、月2回弁護士による消費生活法律相談を行う。

(2) 消費者啓発

消費生活に関する知識を身につけ、主体的・合理的に行動できる消費者を育成するために消費生活教室、親子一日教室を実施するとともに学校、町内会、高齢者クラブ、企業等を対象に消費生活出張講座を実施する。また、一般向け、若年層向け及び高齢者向け等、対象に応じた各種啓発資料を作成するとともに、公共交通機関での広報やパネル展を行う。

(3) 消費生活情報の収集・提供

〈消費者教育担い手育成事業〉

地域に根ざした消費者啓発を促進し、消費者被害の未然防止を推進するため、地域において、簡易な出張講座を行う地域消費者リーダーを養成する。

〈地域消費者サポーター育成事業〉

悪質商法やうそ電話詐欺などのトラブルを防ぐ情報を、自分の身近な人に伝えることを主な活動とする地域消費者サポーターを育成する。

〈情報提供〉

消費生活センターニュースの発行をはじめ、各種パンフレット等の作成、図書・DVDの貸出し、情報コーナーでのパネル等により情報提供に努める。

(4) 消費者団体の育成・活動支援

消費生活に関するリーダーを養成することを目的に、消費者団体の学習会等を支援する。

(5) A（悪質商法） B（撲滅） C（シティ） 消費者情報ネットかごしま事業

消費者被害未然防止ネットワーク会議を開催して関係機関との連携を図るとともに、メールマガジン等による被害情報の提供などを行い情報を共有することにより、消費者への「見守り機能」を強化し、本市における悪質商法の撲滅に資する。

6 文化振興

(1) ふるさと芸能祭

郷土に伝承されている民俗芸能を広く市民に公開し、郷土芸能に対する理解を深めるとともに、郷土を愛する心を高める。

出演者 郷土芸能保存団体等

(2) 文化事業の共催

市内の文化団体と共催で市民文化祭等の文化事業を実施し、芸術鑑賞の機会を拡充するとともに文化団体及び文化芸術の担い手の育成に資する。

〈市民文化祭〉

毎年、9～11月に開催している。

謡曲連合大会、いけばな展、薩摩琵琶弾奏大会、茶会、南日本俳句大会、南日本短歌大会、邦楽演奏会、詩吟剣舞道大会、薩摩狂句大会、オペラ、写真展

(3) 文化芸術活動活性化補助金

自主的な文化芸術活動を活性化するため、文化芸術団体等が実施する事業に対して助成する。

(4) 鹿児島市少年少女合唱団

鹿児島市に在住し、市内の小・中学校に在籍する少年少女による合唱団を育成し、その演奏活動を通じて児童文化の向上を図り、豊かな情操を養うとともに、音楽水準の向上に寄与する。

設 立 昭和48年12月

隊 員 33人(令和5年4月現在)

(5) 児童文学振興事業

椋鳩十氏の「20分間読書運動」「よき書き手、よき読み手の育成」などの精神を引き継ぎ、本市に根ざした文学振興の取り組みを行う。

① 児童文学創作講座

児童文学者などによる、児童文学概論から創作の方法、作品の添削指導等の講座を開催し、児童文学の書き手の育成を図る。

② 児童書の出版助成制度

児童文学に関する優れた作品に対して出版助成を行い、児童文学の書き手の育成などを図る。(出版実費の1/2以内で50万円を上限に助成)

③ 「金の鈴」読み聞かせ会

夏休み等の長期休暇を利用して校区公民館などにおいて小学生を対象とした読み聞かせを実施し、子どもの読書活動へのさらなるきっかけづくりを行う。

④ 椋鳩十児童文学賞受賞者交流会

椋鳩十児童文学賞の歴代の受賞者を招き、児童・生徒との交流会(受賞者による講話等)を実施し、椋鳩十氏の周知と文学振興を図る。

⑤ 子どもたちに聞かせたい創作童話

創作童話の募集、表彰等を通して市民の童話に対する理解と関心を深め、創作童話への意欲の増進を図るとともに、作品を通じて子どもたちの夢をはぐくみ、美しい心を育てる。

(6) 小・中学校等での芸術鑑賞事業

中央や地元の芸術文化団体による小・中学校や子育て支援施設での演奏会等の公演や優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供により、子どもたちの豊かな情操を育てる。

(7) 歴史・文化資産のデジタル化推進事業

貴重な歴史・文化資産をはじめとして、市内の文化財や伝統工芸品等の情報のデジタル化を進め、インターネットにより広く情報発信する。

(8) 市民文化活動推進事業

市民が音楽や伝統芸能などの文化芸術に触れ親しむイベントをまちなかで開催す

るほか、文化芸術に関する情報発信等を行う。

(9) ふれてみよう！かごんま弁事業

小・中学校で鹿児島弁を使った演劇、朗読等を実施することより、児童・生徒の興味、関心を喚起するとともに、鹿児島弁の普及、継承に取り組む文化団体の活動を促進する。

(10) 文化芸術推進基本計画推進事業

文化芸術推進基本計画の進行管理を行うため、有識者等で構成する会議を開催し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(11) かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館

設置目的

鹿児島にゆかりのある作家とその作品等を紹介する「かごしま近代文学館」と、世界各地の童話・民話等を人形・映像その他で紹介する「かごしまメルヘン館」を複合的に設置することにより、本市の文学振興、文化の向上を図るとともに、物語の世界の演出により、子どもたちに夢を与え、豊かな感性を育む。

施設概要

① かごしま近代文学館

地下1階 収蔵庫、くん蒸室、機械室など

1 階 鹿児島情熱絵巻、ゆかりの作家たちの情熱、文学アトリエ、ライブラリー、事務室、喫茶室

2 階 鹿児島文学の群像、向田邦子の世界、文学ホールなど

② かごしまメルヘン館

地下1階 わくわくスタジオ、メルヘンホールなど

1 階 おはなしのまち、おはなしの散歩道、親子読書コーナー

2～3階 おはなしの散歩道、絵本のお城

展示概要

① かごしま近代文学館

「ゆかりの作家たちの情熱」

鹿児島ゆかりの5人の作家が創作にかけた情熱を、様々なテーマの下、ジオラマや文学資料、遺愛の品々等を通して紹介する。

「文学アトリエ」

「ことばアトリエ」で、ことば遊びができる映像装置、ワークショップを通して、楽しみながらことばの世界に触れられ、また、「本のひろば」で、歴代の「椋鳩十児童文学賞」受賞作品やお薦めの本などをくつろぎながら読むことができる。

「鹿児島文学の群像」

鹿児島ゆかりの22人の作家を紹介。また、様々なテーマで収蔵品展や企画展

などを開催する。

「向田邦子の世界」

原稿等の直筆をはじめ、遺愛の品々を展示し、向田の面影をたどり、その作品世界を紹介する。

② かごしまメルヘン館

「わくわくスタジオ」

オリジナルのお話を完成させていく「まっしろな絵本」があり、また、世界各地の民族人形や日本各地の郷土玩具など様々な人形を展示する。

「おはなしのまち」

童話に出てくるお家やミニアスレチックなどで遊びながらお話の世界を楽しめる。

「おはなしの散歩道」

『不思議の国のアリス』の世界をトリックアートなどで楽しめる。

「絵本のお城」

お気に入りの絵本を手にとりて読むことなどができる。

所在地 城山町5番1号

建物概要 (ア) 建物構造 鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨造, 地下1階, 地上3階
 (イ) 敷地面積 3,418.15㎡
 (ウ) 建築面積 2,289.36㎡
 (エ) 延床面積 5,874.31㎡

開館年月日 平成10年1月29日

休館日 毎週火曜日(休日の時はその後の最初の平日), 12月29日～1月1日

開館時間 午前9時30分～午後6時(入館は午後5時30分まで)

観覧料金

		区 分	個 人	団 体
常 設 展 示	近 代 文 学 館	一 般	300円	240円
		小・中 学 生	150円	120円
		年 間 観 覧 券 (一 般)	600円	-
		年 間 観 覧 券 (小・中 学 生)	300円	-
	メ ル ヘ ン 館	一 般	300円	240円
		小・中 学 生	150円	120円
		年 間 観 覧 券 (一 般)	600円	-
		年 間 観 覧 券 (小・中 学 生)	300円	-
	共 通	一 般	500円	400円
		小・中 学 生	250円	200円
		年 間 観 覧 券 (一 般)	1,000円	-
		年 間 観 覧 券 (小・中 学 生)	500円	-

・共通…近代文学館とメルヘン館の共通券 ・未就学児は無料 ・団体は20人以上

(12) 川商ホール（市民文化ホール）

施設概要

- ① 開館年月日 昭和58年2月6日
 ② 位 置 与次郎二丁目3番1号
 ③ 構造及び規模 鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨造, 地下1階, 地上5階
 ④ 敷地面積 48,271.51㎡（文化公園を含む）
 ⑤ 建築面積 8,150.62㎡（延床面積19,689.29㎡）
 ⑥ 工 期 昭和55年12月28日～57年12月10日
 ⑦ 建設事業費 7,929,000千円
 ⑧ 施設案内

ア 第1ホール

音楽的催しに重点を置く多目的ホールで客席数1,990席（他に車いすスペース8席）

イ 第2ホール

演劇の催しに重点を置く多目的ホールで客席数952席（他に車いすスペース6席）

ウ 市民ホール

約400人収容の平土間形式の会議室兼用のホール

エ 練習室

オ 会議室, 和室

カ 展望ギャラリー

キ 駐車場 駐車台数 365台

⑨ 令和4年度利用状況

	第1ホール	第2ホール	市民ホール
利 用 率	65%	72%	59%
入 場 者 数	155,620人	50,963人	16,330人

(13) 谷山サザンホール

施設概要

- ① 開館年月日 平成元年10月20日
 ② 位 置 谷山中央一丁目4360番地
 ③ 構造及び規模 鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨造, 地下1階, 地上2階
 ④ 敷地面積 6,933㎡
 ⑤ 建築面積 3,320㎡（延床面積 5,970㎡）
 ⑥ 工 期 昭和63年3月5日～平成元年10月2日
 ⑦ 建設事業費 2,800,000千円
 ⑧ 施設内容

ア ホール 客席数800席（他に車いすスペース6席）

- イ 練習室
- ウ 会議室, 和室
- エ 市民ギャラリー, 展示室
- オ 駐車場 駐車台数 74台
- ⑨ 令和4年度ホール利用状況
 - ア 利用率 59%
 - イ 入場者数 32,159人

7 国民年金

国民年金制度は、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、必要な給付を行う制度である。

市では、法定受託事務として、第1号及び任意加入被保険者に係る資格関係届書、保険料免除・納付猶予関係申請書、給付関係請求書の受理、審査及び送付を行い、日本年金機構との協力・連携事務として、相談対応、周知・広報等を行い、市民の国民年金受給権の確保に努める。

(1) 被保険者数及び免除等状況 (単位：人)

区 分 年 度	第1号 被保険者	任意加入 被保険者	計	保険料免除・納付猶予者		
				法定免除	申請免除等	計
令和3年度末	63,721	734	64,455	9,079	27,476	36,555
令和4年度末	62,710	732	63,442	9,128	26,413	35,541

※申請免除等（納付猶予・学生納付特例・産前産後免除含む）

(2) 基礎年金等

① 裁定請求等送付状況

区 分 年 度	裁定請求書 (死亡一時金請求書含む)	死亡届 (未支給年金請求含む)
令和3年度	266	2,783
令和4年度	293	3,447

② 基礎年金額（令和5年度）

※【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの方の額

老齢基礎年金（満額）
795,000円 【792,600円】

障害基礎年金（年額）
1級 993,750円 【990,750円】
2級 795,000円 【792,600円】

遺族基礎年金（基本額）
795,000円 【792,600円】

※障害・遺族基礎年金には子の加算あり

1人目・2人目 1人につき 228,700円
3人目以降 〃 76,200円

③ 受給権者数

(令和5年3月末現在)

区 分	老 齢	老 齢 基 礎	障 害	障 害 基 礎 ※	遺 族 基 礎	寡 婦	計
受給権者 (人)	2,435	160,360	166	10,920	316	47	174,244

※福祉年金からの裁定替含む

(3) 年金生活者支援給付金 (令和元年10月施行)

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せて支給される。

8 国民健康保険 事業開始 昭和32年11月1日

(1) 事業概況 (令和5年4月1日現在)

○加入状況

人 口(A)	587,699人	国保被保険者数(B)	111,098人
加入率(B)／(A)	18.90%		
世帯数(a)	283,672世帯	国保世帯数(b)	75,980世帯
加入率(b)／(a)	26.78%		

○保険給付状況

① 療養の給付

給付率	義務教育就学前	8割
	義務教育就学後70歳未満	7割
	70歳以上75歳未満	8割 (ただし、一定以上の所得者は7割)

給付内容 ア 診察 (一般・歯科) イ 薬剤又は治療材料の支給
ウ 処置・手術その他の治療 エ 病院又は診療所への入院

② 入院時食事療養費 入院時の食事療養に要した費用の額から標準負担額を控除した額を支給

③ 入院時生活療養費 65歳以上75歳未満の人 (入院医療の必要性が高い患者を除く) が療養病床に入院した場合、生活療養 (食事と居住費) に要した費用から標準負担額を控除した額を支給

④ 療 養 費 療養に要した費用に各給付率を乗じた額を支給

⑤ 移 送 費 療養の給付を受けるため医師の指示により一時的、緊急的な必要性があって病院又は診療所に移送された場合に支給

⑥ 海外療養費 海外で療養に要した費用に各給付率を乗じた額を支給

⑦ 高額療養費 病院等で支払う一部負担金が自己負担限度額を超えた場合にその超過額を支給

⑧ 高額介護合算療養費 8月から翌年7月までの1年間に病院等で支払う医療費と介護サービス費の一部負担金の合算額 (国保加入

者に限る) が基準額を超えた場合にその超過額を支給

- ⑨ その他の給付 出産育児一時金 世帯主に対して
- ・産科医療補償制度に該当の場合 500,000円
 - ・上記以外の場合 488,000円

○保険税賦課状況

賦課期日 4月1日

賦課方式 所得割, 被保険者均等割, 世帯別平等割の三方式

納 期 年10期 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 1, 2, 3の各月

(普通徴収)

年度別の税率, 賦課割合状況

年 度		区 分	税 率 及 び 賦 課 割 合					
			所 得 割		均 等 割		平 等 割	
令和3	決 算	医療分	54.83%	8.00/100	25.85%	21,000円	19.32%	23,300円
		支援金分	56.70%	2.60/100	24.44%	6,200円	18.86%	7,100円
		介護分	55.99%	2.40/100	25.05%	7,400円	18.96%	6,400円
令和4	決算見込	医療分	55.80%	8.00/100	25.12%	21,000円	19.08%	23,300円
		支援金分	57.72%	2.60/100	23.70%	6,200円	18.58%	7,100円
		介護分	57.40%	2.40/100	24.21%	7,400円	18.39%	6,400円
令和5	当初予算	医療分	49.01%	8.00/100	29.01%	21,000円	21.98%	23,300円
		支援金分	50.95%	2.60/100	27.53%	6,200円	21.52%	7,100円
		介護分	50.19%	2.40/100	28.32%	7,400円	21.49%	6,400円

年度別の保険税賦課状況

		一世帯当たり	前年度対比	一人当たり	前年度対比	
令和3	決 算	医療分	85,441円	99.31%	57,229円	100.39%
		支援金分	26,717円	99.31%	17,896円	100.39%
		介護分	23,377円	100.38%	20,480円	100.76%
令和4	決算見込	医療分	84,576円	98.99%	57,335円	100.19%
		支援金分	26,495円	99.17%	17,962円	100.37%
		介護分	23,512円	100.58%	20,625円	100.71%
令和5	当初予算	医療分	85,824円	101.48%	59,597円	103.95%
		支援金分	26,940円	101.68%	18,393円	102.40%
		介護分	24,274円	103.24%	21,293円	103.24%

(2) 国保事業の年度別状況

(保険税は現年課税分)

		単位	令和3 (決算)	令和4 (決算見込)	令和5 (当初予算)
険被保者	人員 (平均)	人	117,288	114,672	109,320
	世帯 (平均)	世帯	78,561	77,738	71,972
保 險 税 限 度 額	円	医 療	630,000	650,000	650,000
		支 援 金	190,000	200,000	220,000
		介 護	170,000	170,000	170,000
保 險 税 収 納 率	%	93.38	93.21	92.90	
受 診 率	‰	1,165.56	1,195.22	-	
療養諸費	費 用 額	千円	56,686,889	57,174,934	55,264,649
	保 險 者 負 担 分	‰	41,710,243	42,128,488	47,998,014
	一 人 当 たり 費 用 額	円	483,314	498,595	505,531
	一 人 当 たり 保 險 者 負 担 額	‰	355,622	367,383	439,060
決 算 算 額 ・	歳 入	千円	66,846,403	66,784,197	65,289,300
	歳 出	‰	69,680,483	69,391,385	65,289,300
	差 引	‰	△2,834,080	△2,607,188	0
単 年 度 収 支	‰	△988,058	226,892	-	

(3) 保険税収納見込

(単位：千円)

年度	区 分	調定額 (A)	最終予算額 (B)	収入済額 (C)	収 納 率	
					対 調 定 (C) / (A)	対 予 算 (C) / (B)
令和4	現年課税分	9,328,001	8,716,578	8,694,616	93.21%	99.75%
	滞納繰越分	2,058,721	412,893	463,350	22.51%	112.22%
	計	11,386,722	9,129,471	9,157,966	80.43%	100.31%

(4) 保険税納付区分比見込 (現年課税分)

(単位：世帯、千円、%)

区 分	口座振替	自主納付	納税嘱託員	合 計
納 付 対 象 世 帯 数	25,747	50,233	-	75,980
構 成 比 率	33.89	66.11	-	100.00
保 險 税 収 納 額	3,797,694	4,876,674	20,248	8,694,616
構 成 比 率	43.68	56.09	0.23	100.00

(5) 経理状況							
歳 入		(単位：千円, %)					
科 目		令和3年度決算		令和4年度決算見込		令和5年度予算	
保 険 税		9,413,696	14.08	9,157,966	13.71	9,154,412	14.02
国 庫 支 出 金		30,970	0.05	244	0.00	1,727	0.00
県支出金	普 通 交 付 金	48,938,077	73.21	49,365,064	73.92	47,690,999	73.05
	特 別 交 付 金	1,466,018	2.19	1,439,988	2.15	1,641,603	2.51
	計	50,404,095	75.40	50,805,052	76.07	49,332,602	75.56
一 般 会 計 繰 入 金		6,824,319	10.21	6,696,519	10.03	6,675,295	10.23
繰 越 金		0	0.00	0	0.00	1	0.00
そ の 他 の 取 入		173,323	0.26	124,416	0.19	125,263	0.19
合 計		66,846,403	100.00	66,784,197	100.00	65,289,300	100.00
歳 出							
総 務 費		340,360	0.49	341,580	0.49	391,316	0.60
保 険 給 付 費	療 養 給 付 費	41,439,823	59.47	41,852,258	60.31	40,660,182	62.28
	療 養 費	357,056	0.51	339,289	0.49	336,029	0.51
	計	41,796,879	59.98	42,191,547	60.80	40,996,211	62.79
	高 額 療 養 費	6,853,303	9.84	6,858,043	9.88	6,682,871	10.24
	高 額 介 護 合 算 療 養 費	9,045	0.01	9,822	0.02	11,676	0.02
	移 送 費	0	0.00	0	0.00	241	0.00
	審 査 支 払 手 数 料	121,055	0.17	120,955	0.18	118,682	0.18
	出 産 育 児 一 時 金	142,679	0.21	133,845	0.19	172,573	0.26
	葬 祭 費	15,660	0.02	15,920	0.02	15,760	0.02
	傷 病 手 当 金	1,350	0.00	8,045	0.01	0	0.00
	計	48,939,971	70.23	49,338,177	71.10	47,998,014	73.51
	国民健康保険事業費納付金	15,892,444	22.81	16,007,372	23.07	16,332,630	25.01
	共 同 事 業 拠 出 金	1	0.00	1	0.00	30	0.00
	保 健 事 業 費	410,188	0.59	407,942	0.59	461,559	0.71
	諸 支 出 金	275,381	0.39	462,233	0.67	75,751	0.12
	予 備 費	0	0.00	0	0.00	30,000	0.05
	繰 上 充 用 金	3,822,138	5.49	2,834,080	4.08	0	0.00
合 計		69,680,483	100.00	69,391,385	100.00	65,289,300	100.00
差 引 過 不 足 額		△ 2,834,080	-	△ 2,607,188	-	0	-
単 年 度 収 支 額		988,058	-	226,892	-	-	-

(6) 保健事業

① はり・きゆう施設の利用補助

施術 1 回につき 1,100 円

4 月	60 回	5 月	55 回	6 月	50 回
7 月	45 回	8 月	40 回	9 月	35 回
10 月	30 回	11 月	25 回	12 月	20 回
1 月	15 回	2 月	10 回	3 月	5 回

※利用回数は、交付月により異なる。

年度別利用状況

	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
件数(件)	69,019	61,481	56,193	56,540	54,946
単価(円)	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
金額(円)	75,920,900	62,629,100	61,812,300	62,194,000	60,440,600

② 人間ドックの利用補助

2 万円を上限として検査料金（消費税を除く）の半額補助（ただし、納期の到来した国民健康保険税完納世帯で 4 月 1 日現在 35 歳以上の人）

年度別利用状況

	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
利用件数(件)	418	430	402	567	502
補助金額(円)	7,527,725	7,829,357	7,284,525	10,344,625	9,263,662

③ 脳ドックの利用補助

2 万円を上限として検査料金（消費税を除く）の半額補助（ただし、納期の到来した国民健康保険税完納世帯で 4 月 1 日現在 35 歳以上の人）

年度別利用状況

	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
利用件数(件)	220	201	122	260	233
補助金額(円)	4,085,438	3,709,257	2,247,985	4,742,513	4,309,218

④ 特定健康診査・特定保健指導の実施（40 歳以上 74 歳までの人）

年度別状況

	特定健康診査			特定保健指導		
	令和2	令和3	令和4	令和2	令和3	令和4
対象者数(人)	82,068	80,688	77,544	2,955	3,050	2,607
受診者数(人)	27,805	28,690	26,565	982	810	360
受診率/実施率(%)	33.9	35.6	34.3	33.2	26.6	13.8

※令和 2 年度、令和 3 年度は、国への法定報告に基づく数値。

※令和 4 年度は、令和 5 年 5 月末現在の法定報告の数値。

特定保健指導の受診者は終了者数。

※平成 20 年度から開始

(7) 高額療養資金の貸付制度

(昭和 53. 1. 1 実施)

高額な医療費の支払いが困難な国民健康保険の被保険者に対し、必要な資金を貸し付ける制度

- ・対象・貸付金額 医療費の一部負担金が高額療養費の自己負担限度額を1万円以上上回る場合で、支払いが困難な人に高額療養費の支給見込額を貸し付ける。
- ・貸付利子 無利子
- ・申請書の提出先 国民健康保険課、谷山支所市民課、吉田・喜入・松元・郡山各支所総務市民課及び桜島支所桜島総務市民課
- ・基金の額 4,000万円
- ・貸付件数・金額 425件 82,580,285円（令和4年度実績）

9 市民サービスステーション

設置目的

市民の利便性の向上を図るため、土曜日・日曜日・祝日等の休日でも住民票の写しや戸籍謄抄本、印鑑登録証明書等を請求できる窓口として設置する。

名称及び設置場所並びに設置年月日、面積

- ・鹿児島市鴨池市民サービスステーション
鴨池二丁目26番30号（イオン鹿児島鴨池店2階電車通り側）TEL 250-7595
平成6年7月1日設置 面積 84.51㎡
- ・鹿児島市鹿児島中央駅市民サービスステーション
中央町1番地1（鹿児島中央駅西口1階）TEL 285-5502
平成8年6月19日設置 面積 78.67㎡

取扱業務

- (1) 住民票の写しの交付
- (2) 住民票記載事項証明書の交付
- (3) 公的年金受給者に係る現況届等の記載事項証明書の交付
- (4) 印鑑登録証明書の交付
- (5) 戸籍及び除籍の全部事項又は個人事項に関する証明及び謄本又は抄本の交付
- (6) 戸籍の附票の写しの交付
- (7) 身分証明書の交付
- (8) 受理証明書の交付

※ (5)～(8)については、平日の午後5時15分から午後6時30分までと土曜日・日曜日・祝日等の休日は、申請受付のみ行い、証明書は後日交付する。（交付の方法は、来所または郵送の2通り）

業務日及び業務時間

- (1) 業 務 日 水曜日及び12月29日～翌年1月3日を除く毎日
 (2) 業 務 時 間 午前10時～午後6時30分

10 コンビニ等による証明発行

市民の利便性の向上を図るため、市役所の開庁時間外においても、コンビニエンスストア等のマルチコピー機で住民票の写しなどを交付するサービスを実施する。

- サービス開始日 平成26年1月14日
 取 扱 証 明 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得額証明書、
課税額（非課税）証明書、市・県民税納税証明書、
戸籍全部・個人事項証明、戸籍附票全部・一部証明
 利用可能時間 戸籍関係の証明書 平日午前9時～午後5時15分
 その他の証明書 午前6時30分～午後11時
 上記のいずれの証明書も店舗の営業時間に準じるほか、12月29日～翌年1月3日及びメンテナンス日等を除く
 交付手数料の減額 コンビニ交付に係る手数料を100円減額
 減 額 開 始 日 令和4年12月1日

11 ワンストップ窓口サービスの実施

市民サービスの向上を図るため、住民異動に伴う国保・年金・福祉等の一連の手続きを基本的に一つの窓口で行うワンストップ窓口サービスを本庁市民課で実施する。

- サービス開始日 平成23年10月3日

12 マイナンバーカード（個人番号カード）の交付

社会保障・税番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための制度である。同制度における、平成28年1月からの個人番号利用の開始に伴い、「番号確認」と「本人確認」ができるなど利便性の高い「マイナンバーカード」の交付とその普及促進を図る。

(1) これまでの流れ

- ① 通知カードの送付開始 平成27年11月18日
 （※通知カードは、個人番号を記載した紙製のカード）
 ② マイナンバーカードの交付申請受付開始 平成27年10月5日
 （※マイナンバーカードは、ICチップを内蔵したプラスチック製の写真付カード）
 ③ マイナンバーカードの交付開始 平成28年1月21日
 ④ 「マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づく特設会場の設置（本庁、谷山支所） 令和2年2月

⑤ 通知カードの廃止 令和2年5月25日

(※出生時等のマイナンバーは、「個人番号通知書」により通知)

(2) 交付体制等

①休日の開庁 平日の来庁が困難な市民の利便性向上を図るため、6月までは毎月第1・第2日曜日と第3・第4土曜日の月4回、7月からは、第2日曜日と第4土曜日の月2回開庁し、交付を行う。

※第3土曜日は、本庁及び谷山支所のみ開庁

②特設会場等の設置 本庁及び谷山支所に特設会場を、イオン鹿児島鳴池店に臨時交付センターを設置し、交付や申請受付を行う。

13 人権啓発

我が国においては、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下、これまで人権に関するさまざまな施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、国際化、情報化、高齢化等の社会情勢の変化や価値観の多様化等により人権に関する新たな課題も生じてきている。

このため、国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするため、平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を公布し、平成14年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定した。

本市においても、平成19年1月に人権教育及び人権啓発に関する施策を推進していくため、「鹿児島市人権教育・啓発基本計画」を策定（平成24年3月、平成28年12月、令和5年3月改訂）した。この基本計画に基づき、各関係実施機関と緊密に連携し、学校、家庭、地域社会、企業などあらゆる場を通して人権意識の高揚を図るとともに、さまざまな人権問題における偏見や差別意識の解消に向けた人権教育、人権啓発の推進に取り組んでおり、第6次総合計画においても、基本施策に「誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の形成」を掲げ、あらゆる場や機会を捉えて人権教育や人権啓発を推進し、一人ひとりの人権や多様性が尊重されるまちづくりを進めることとしている。

平成27年7月には、それらの施策等を総合的かつ計画的に推進するため、鹿児島市人権啓発に関する懇話会を設置した。

また、令和4年1月には、一人ひとりの人権や多様性が尊重され、安心して暮らしていける鹿児島市を実現するため、パートナーシップ宣誓制度を開始したところである。

(1) 人権教育・啓発基本計画の推進

本市における人権教育・啓発に関する施策等を総合的かつ計画的に推進していく。

- ① 鹿児島市人権啓発に関する懇話会の開催
- ② 鹿児島市人権教育・啓発推進本部会議の開催

(2) 人権啓発活動

さまざまな人権問題について、広く市民、企業等に啓発し、市民一人ひとりが正しい理解と認識を深め、お互いの人権を尊重し合う意識の高揚を図る。

- ① 人権啓発冊子の作成・配布
- ② 人権啓発ポスターの作成・配布及び市電・市バス等への掲出
- ③ 人権啓発パネルの制作・パネル展の開催
- ④ 「人権の花」運動の実施
- ⑤ 街頭啓発
- ⑥ 職員研修の実施

(3) パートナーシップ宣誓制度の運用及び性の多様性啓発支援事業

一人ひとりの人権や多様性が尊重され、安心して暮らしていける鹿児島市を実現するため、パートナーシップ宣誓制度を運用するとともに、パンフレット等の作成や企業向け人権啓発研修会の実施により、市民等の性の多様性に関する理解促進を図る。

- ① パートナーシップ宣誓制度の運用
- ② 性の多様性に関する理解促進パンフレットの作成・配布
- ③ 性の多様性に関する理解促進ポスターの掲示
- ④ 企業向け人権啓発研修会の実施

(4) 人権擁護委員の推薦

市民の基本的な人権の擁護等を目的とする人権擁護委員を法務大臣に対し、議会の意見聴取を経て推薦する。

14 男女共同参画

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は重要な課題の一つであり、国内外で取組が進められている。

本市は、平成26年4月に施行した「鹿児島市男女共同参画推進条例」及び令和4年3月に策定した「第3次鹿児島市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画センターを拠点として、市民、事業者等と一体となった総合的な施策の推進に努め、誰もが安心していきいきと暮らせる心豊かな男女共同参画社会の実現に取り組んでいく。

(1) 「男女共同参画推進条例」

(施行期日) 平成26年4月1日

(目的) 男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、市民団体

及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 男女共同参画計画の推進

本市における男女共同参画に関する施策に総合的かつ体系的に取り組んでいく。

- ① 第3次鹿児島市男女共同参画計画冊子及び啓発パンフレットの配布
- ② 鹿児島市男女共同参画審議会の開催
- ③ 鹿児島市男女共同参画推進連絡会議の開催
- ④ 職員研修の実施

(3) 広報啓発

男女共同参画社会への理解と認識を深めるため、男女共同参画に関する啓発や法律、施策の情報提供を行う。

- ① 男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行
- ② 男女共同参画に関する情報の収集提供

(4) DV等対策

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶のため、予防啓発及び被害者支援の取組を行う。

- ① 生徒・学生向けデートDV講演会及び若者による若者のためのデートDV講座の開催
- ② デートDV防止啓発誌の配布
- ③ カードサイズDVリーフレットの作成配布
- ④ 配偶者暴力相談支援センター業務
- ⑤ DV防止対策委員会の開催
- ⑥ DV防止庁内連絡会議の開催

(5) 女性のつながりサポート事業

女性に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、相談機関等の支援者を対象に研修を行い、地域における支援体制の充実を図る。

- ① 相談業務
- ② 生理用品の提供
- ③ 居場所の提供
- ④ 「支援者」の養成・育成・研修

(6) 女性活躍推進計画の推進

職業生活における女性活躍を推進するための事業を行う。

- ① 女性活躍アドバイザーの配置
- ② 経営者・管理職等の意識改革を目的としたセミナーの開催
- ③ 女性のキャリアデザインに関するセミナーや先輩女性との意見交換会の開催

(7) 男女共同参画センター

設置目的 男女共同参画社会づくりをめざす活動拠点施設として、学習、情報、支援、相談、調査研究の5つの機能を基に事業を行う。

所在地 荒田一丁目4番1号

開館 平成13年1月25日

開館時間 午前9時30分～午後9時30分（日曜日・祝日は午後6時まで）

休館日 月曜日（祝日の場合は翌平日）、12月29日～1月3日

施設内容 鹿児島市生涯学習プラザとの複合施設（※生涯学習プラザについては、P364・365参照）

ア 図書情報コーナー	イ 情報体験コーナー	ウ 相談室
エ 講堂	オ スタジオ	カ 託児室
キ 研修室	ク 交流サロン	ケ 食工房
コ 生活工房	サ マルチメディア学習室	
シ 情報活用セミナー室	ス 多目的フロア	
セ 伝統文化セミナー室		

事業計画

① 学習・啓発事業の実施

① サンエールフェスタ開催事業

男女共同参画社会の実現に向けて、市民と共に考え行動する参画型イベントを開催し、広く男女共同参画の意識を醸成するとともに、イベントへの参加を通じた市民の情報発信や交流を支援する。

② 学習・研修事業

男女共同参画に対する理解と認識を深めることや能力開発、生涯にわたる健康管理等を目的とした学習機会を提供する。

② 情報の収集提供

男女共同参画に関する市民の理解を深めるため、情報を収集提供する。

- ・ 図書、DVDの貸し出し

③ 市民活動の支援

男女共同参画に関する市民のさまざまな活動を支援し、ネットワークづくりを促進する。

④ 相談事業

主に女性が抱えるさまざまな問題について、男女共同参画の視点を持って相談に対応し、自らの力で解決できるよう支援する。

- ① 総合相談
- ② 専門相談（法律相談、心理相談、男性相談）

⑤ 調査研究事業

男女共同参画社会の実現に向けて、市民の身近にある現実や課題について調査研究を行い、市民のニーズを把握しセンター運営に反映させる。